

諮問番号：令和元年度(2019年度)諮問第133号

答申番号：令和元年度(2019年度)答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

「熊本県県央広域本部長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った不動産取得税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和元年（2019年）7月9日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人が取得した〇〇、〇〇及び〇〇の土地（以下「本件道路」という。）は、行き止まりの私道であるが、2軒以上（4件）の家屋に利用されており、その一部は工事業者の駐車場として利用されていること、幅員が4メートル以上あること、利用制限されずに不特定多数の人に利用されていること、熊本市から道路の位置指定を受けていること及び固定資産税の免除を受けていることから、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）が非課税と定める「公共の用に供する道路」に該当する。

また、「公共の用に供する道路」の解釈が熊本市と熊本県とで異なるのは、課税方法に整合性がない。熊本県が、熊本市の固定資産税評価額を用いるのであれば、その結果は熊本市と同一でなければならない。

本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件道路が「公共の用に供する道路」に該当するか否かについて

本件道路は、袋小路の道路で、熊本市が指定した位置指定道路となっているが、位置指定道路であることのみをもって法が非課税とする「公共の用に供する道路」に該当するものではなく、使用の実態に応じ判断する必要がある。

「公共の用に供する道路」に該当するには、「当該道路の現況が一般的な利用について何等の制限を設けず」、かつ、「広く不特定多数人の利用に供する」ものである必要があるが、審査請求人の主張する利用実態では、「当該私道に沿接する宅地の居住者その他の利用者が極めて多数にのぼる等の事情によりその現実の利用の実態が広く不特定多数人の利用に供されている」とは認められず、本件道路を「公共の用に供する道路」として認めることはできない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性について

ア 熊本市が固定資産税を課税していないこととの整合性について

熊本市において固定資産税を減免している根拠は、「公共の用に供する道路」に該当するとして非課税としたものではなく、熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第50条及び熊本市税条例施行規則(昭和43年規則第48号)第6条第2号アに基づく「公共の用に供する道路に準ずる道路」に該当するものとして減免されたものである。また、熊本市が熊本市税条例で固定資産税を減免していることをもって、熊本県が不動産取得税を減免できるか否かについては、熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)及び熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)に「公共の用に供する道路に準ずる道路」を減免とする規定がない以上、することはできない。

イ 不動産取得税の算定に固定資産課税台帳価格を使用することについて

本件道路については、固定資産税が熊本市税条例に基づき減免され

ていたとしても、固定資産課税台帳における価格は減免されずに登録されている以上、法に基づき固定資産課税台帳の価格を用いて不動産取得税を算定することに違法又は不当な点はない。

ウ 他県との比較について

審査請求人は、袋小路道路のケースで「公共の用に供する道路」の解釈について他県に尋ねた結果、県も市の考え方と同じという回答を得たことから、熊本市が固定資産税を減免していることに対し、熊本県も同一の考え方で減免しなければ整合性がないと主張している。

しかしながら、他県の回答は、法で規定する「公共の用に供する道路」の解釈について答えたものとみられ、長野県の調査にもあるとおり、全国的に相違があるのは4県のみとなっており、本県は相違ない。

いずれにせよ、本件処分に関しては、現に熊本県税条例及び熊本県税条例施行規則に規定がない以上、本件処分の取消しを求める理由としては採用できない。

第4 調査審議の経過

令和元年（2019年）	10月31日	審査庁から諮問
	11月27日	第1回審議
	12月11日	口頭意見陳述、第2回審議
	12月24日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 本件道路が「公共の用に供する道路」に該当するか否かについて

法第73条の2第1項では、「不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産所在の道府県において、当該不動産の取得者に課する。」とされている。

不動産取得税について、法第73条の4第3項では、「公共の用に供する道路の用に供するために不動産を取得した場合における当該不動産の取得」に対しては、「不動産取得税を課することができない」とされてい

る。また、固定資産税についても、法第348条第2項では、「公共の用に供する道路」に対しては固定資産税を課することができないとされており、不動産取得税と固定資産税とで「公共の用に供する道路」が非課税とされていることに相違はない。

この点について、裁判例では、「公共の用に供する道路」とは、「現に広く不特定多数人の交通の用に供されている道をいうと解するのが相当」で、「公共の用に供する道路」に該当するか否かは、その「使用の実態に基づいて判断すべきもの」と解されている（東京地裁平成25年（行ウ）第769号平成27年（2015年）1月29日判決参照）。

また、昭和42年（1967年）4月5日自治固第34号自治省固定資産税課長回答（以下「自治省固定資産税課長回答」という。）によると、「特定人が特定の用に供する目的で設置した道路が公共の用に供する道路に該当するためには、当該道路の現況が一般的利用について何等の制約を設けず開放されている状態にあり、かつ、当該私道の他の道路への連絡状況、周囲の宅地の状況等からみて客観的に広く不特定多数人の利用に供される性格を有する」ことが必要であり、「当該私道が袋小路である場合及び当該私道が一の公道から同一の公道に連絡しているような場合においては、当該私道に沿接する宅地の居住者その他の利用者が極めて多数にのぼる等の事情によりその現実の利用の実態が広く不特定多数人の利用に供されていると認められるものを除き、公共の用に供する道路に該当しないものと解する」とされている。

これを本件処分についてみると、審査請求人が取得した本件道路は、幅員が4メートル程で、一の公道から支障なく進入することができる形状となっており、現況では、一般的な利用について制約を設けず開放されているようにみられる。しかしながら、本件道路は、その一端のみが公道に連絡している袋小路であり、一方の公道から他の公道への通り抜けができない形状となっている。本件道路に接して出入口が設けられている土地は4筆であり、本件道路を利用するのは、本件道路を共有して所有する者のほか、本件道路に接する土地を駐車場として使用する者がいると審査請求人は主張するが、このほかに、本件道路が不特定多数人

の利用に供されている具体的な利用実態があるとの主張はなく、これらを踏まえると、本件道路が現に広く不特定多数人の交通の用に供されているとはいえない。

よって、本件道路を「公共の用に供する道路」に該当しないとした処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人の主張について

ア 不動産取得税と固定資産税との取扱いの差異について

審査請求人は、「公共の用に供する道路」の解釈が熊本市と熊本県とで異なるのは課税方法に整合性がなく、熊本県が、熊本市の固定資産税評価額を用いるのであれば、その結果は熊本市と同一でなければならない旨主張している。

ところで、法においては、各地方団体は、地域社会における社会経済生活の特殊事情等を考慮し、必要があると認めるときは、課税の免除や減免の実施について定めた条例を制定することができることとされている

(法第3条第1項、第6条第1項、第73条の3第1等)。固定資産課税台帳に価格が登録されている場合は、当該価格により不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するが(法第73条の2第1項)、不動産取得税と固定資産税とで減免を行うか否かの取扱いが異なることは、法も想定しているところである。

この点、本件道路について、熊本市が固定資産税を減免しているのは、法第348条第2項に規定する「公共の用に供する道路」に該当することによるものではなく、熊本市税条例第50条及び熊本市税条例施行規則第6条第2号アに基づく「公共の用に供する道路に準ずる道路」に該当することによるものと認められる。

一方、熊本県が定める条例には、「公共の用に供する道路に準ずる道路」を減免とする旨の規定がなく、処分庁は不動産取得税の減免をすることができない。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 他県との比較について

審査請求人は、袋小路道路のケースで「公共の用に供する道路」の

解釈が県と市とで異なるかという点について他県に尋ねた結果、いずれも県も市の考え方と同じという結果を得たと主張している。また、本審査会で実施された口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）では、熊本県の条例に減免規定がなくても、他県同様、裁量により行うべき旨の主張をしている。

上記アのとおり、他の地方団体が定める条例に熊本県が定める条例と異なる規定があれば、減免を行うか否かの取扱いが異なることもあり、処分庁が他県と同様の取扱いをする理由はない。また、本件道路が「公共の用に供する道路」に該当するかの判断について、法や自治省固定資産税課長回答に依拠することを違法又は不当と認めることはできず、上記（１）のとおり、本件道路が「公共の用に供する道路」に該当しないとした処分庁の判断に違法又は不当な点はないことから、審査請求人の主張に理由はない。

２ 本件審査請求に係る審理手続

（１）審査請求人は、口頭意見陳述において、審理員意見書に、平成１６年（２００４年）に長野県が実施した調査の結果を踏まえて判断していることについて、審査請求人の主張と処分庁の弁明ではない内容であって、審査請求人がその存在を知らないものを基にしている旨主張している。

また、現在の他県の状況を調査し、審査会へ当該調査結果の提出を求めるといふ審査請求人からの要請について、審査請求人に対し、調査を実施すると言いながら、実際には調査の結果が審査会に提出されていないことについて不服を述べている。

（２）審理員による職権の調査で得られた資料を、審理関係人に通知するか否かの判断は、法令に規定はなく、審理員の合理的な裁量に委ねられている。

この点、審理員意見書では、長野県が実施した調査の結果が記載されているが、「いずれにせよ」、「他県の状況にかかわらず、現に県税条例及び同施行規則に規定がない以上、本件処分の取消しを求める理由としては採用できない」としており、当該調査結果は、審理員意見書の結論には影響していないと認められるから、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 審査請求人の要請する調査の結果が審査会に提出されていないことについて、審理手続にて審理員が職権による調査をしているにもかかわらず、当該調査の結果を事件記録に含めない場合は、審理手続が適正なものとは言い難い（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第2項、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第15条第1項）。

この点、本審査会が審理員に確認したところでは、審査庁から入手したものは、平成16年（2004年）に長野県が実施した調査の結果であった。これは、審査請求人の要請する現在の他県の状況を示したものではないが、他県の状況を調査した結果自体は事件記録として審査会に提出されている。

(4) その他本件審査請求に係る審理手続に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 大日方 信 春

委員 仲 次 利 光

委員 中 園 三千代